

鳥取県建築関係資格取得支援事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出（4月1日から対象資格の試験日まで）

○交付申請書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則30日以内）

（注）交付申請の取下げは交付決定を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始（対象資格の研修の受講をもって事業の開始となります）

（注）補助金交付の対象となる資格は次の資格に限ります。

- ・1級又は2級建築士
- ・1級又は2級建築施工管理技士
- ・1級又は2級電気工事施工管理技士
- ・1級又は2級管工事施工管理技士
- ・1級又は2級電気通信工事施工管理技士
- ・建築設備士

（注）事業を変更・中止・廃止したい場合には県の承認が必要です。
変更承認申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了（対象資格試験の受験をもって事業の完了となります）

5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から30日以内）

○実績報告書（事業報告書）は、下記提出先に郵送又は持参してください。

（注）実績報告書は、受験する対象資格試験が第1次試験であって、その試験に合格した場合、当該年度内に第2次試験に係る講習の受講及び受験する場合は、第1次試験の結果発表から10日以内（変更承認を受けた場合を除く。）となります。

～実績報告書の提出から補助金の支払いまでの流れ～

- ①実績報告書及び添付書類（事業報告書、収支決算書、振込依頼書）の内容を審査します。
- ②補助金の額を確定します。（補助事業者へ額の確定通知を行います。）
- ③振込依頼書に記載の金融機関に補助金を振り込みます。（支払い時期については②の額の確定通知に記載しています。）

資料提出・問い合わせ先 総務部 営繕課 一般営繕担当
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
0857 - 26 - 7085 eizen@pref.tottori.lg.jp